

## 令和4年11月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年11月28日(月) 午前9時30分から午前10時35分まで  
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室  
3. 出席委員 15名

### 農業委員7名

会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 蒲生隆美  
3番 入木真一 4番 岡元良農夫  
5番 加藤正博 6番 郡山信敏  
7番 邊木園浩子

### 農地利用最適化推進委員8名

11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子  
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人  
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則

## 4. 日程

### 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 4番 岡元良農夫 5番 加藤正博  
会議書記 係長 岸元誠樹

- 第2 議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。  
議案第32号 農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。  
議案第33号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。  
議案第34号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。  
議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。  
議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 平川昌知 係長 岸元誠樹

## 6. 会議の概要

(岸元係長) 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせて頂きます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件につきましては、お手元に配布の議案書のとおり議案第31号から議案第36号までの議案18件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。尚、本日の総会終了後、基盤法改正に伴います地域計画の勉強

会を予定致しております。12月の定例総会は27日（火）でございます。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、20日（火）にお願いする予定でございます。12月の4条・5条に係る調査委員会は、第1調査委員会です。よろしくお願い致します。会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

（会長代理）おはようございます。ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、11月の定例総会を開催致します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（議長）それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名を致します。よろしいでしょうか。

（はいの声）

（議長）それでは議事録署名委員に、4番岡元委員と5番加藤委員を指名致します。本日の書記は事務局の岸元係長にお願い致します。

（議長）次に日程第2、議案審議に入ります。議案第31号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に第1項から第4項の説明をお願い致します。

（事務局長）議長、事務局長。（事務局長）それでは私の方で説明させていただきたいと思えます。議案書の4ページをお開き頂きたいと思えます。今回の農地法第3条の規定による所有権移転による申請件数は4件でございます。まず第1項でございます。譲受人 ○○○氏 譲渡人 ○○○氏による売買で、田3筆、計2, 593㎡、売買代金は総額15万円でございます。調査委員は西村委員でございます。続きまして第2項でございます。譲受人、同じく○○○氏 譲渡人 ○○○氏による売買で、畑1筆、2, 013㎡でございます。売買代金は総額15万円でございます。調査委員は同じく西村委員でございます。尚、第2項の地図が7ページに付いてございますが、この地図が今現在台帳に登録されている農地でございますが当該農地については別紙でお配りしていますが、ほ場整備が行われまして区画整理後の地図を付けておりますので、そちらの赤い部分をご参照頂きたいというふうに思えます。現在は整備が終わりまして、赤い部分に変更されているという事でございます。続きまして第3項でございます。譲受人 ○○○氏 譲渡人 ○○○氏による贈与で、畑1筆、2, 809㎡でございます。調査委員は西村委員でございます。続きまして第4項でございます。譲受人 ○○○氏 譲渡人 ○○○氏による売買で、畑1筆、658㎡、売買代金は総額7万円でございます。調査委員は入木委員でございます。以上の案件は、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

（議長）本件につきましては、地元委員に調査を付託しておりますので、調査内容の報告をお願い致します。第1項から第3項については、西村委員に調査をお願いしております

ので報告をお願い致します。

(西村委員) はい。(西村委員) 16番西村が報告致します。第31号第1項、11月26日金曜日に現地調査を行いました。〇〇〇〇さんには電話で確認を行いました。譲渡人には朝8時頃訪問して確認しました。申請地は議案書の6ページをご覧ください。場所は後川内の田んぼ3筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有されていました。農作業は家族4名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題無いと判断致しました。続きまして第31号の2項でございます。11月26日現地調査を行いました。譲渡人は〇〇〇〇の方に居られるという事で実家の方に電話したんですけど連絡が取れなくて。譲受人に報告して話を聞きましたら〇〇〇〇の方に仕事に行っているという事で連絡が取れませんでした。場所は後川内の〇〇〇〇になります。2年位前ですかね、ほ場整備が始まったんですけれども。前とすると場所が変わっております。東側の方が〇〇〇〇さんの牧場があるところで、日当たりもよくいい場所であります。譲受人は農業用機械としてトラクター、田植機、コンバインを所有しております。農作業は先程言いましたけど4名です。従事日数も満たされております。地域経営体への取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題無いと思います。続きまして第3項です。譲受人のお宅に11月25日訪問し、話をしました。知人間の贈与になっているので聞いてみたら〇〇〇〇の人で、〇〇〇〇さんという人の土地だったらしいです。〇〇〇〇さんが亡くなって。詳しくは分からないのですが、〇〇〇〇さんのお孫さんの〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に嫁いでおられるという事で、電話をして確認しております。場所は後川内〇〇〇〇の農地の1筆で議案書の8ページをご覧ください。〇〇〇〇の県道のところでございます。譲受人は農業用機械としてトラクター、田植機、コンバインを所有しております。農作業は家族2名でという事でした。従事日数も満たされております。地域経営体への取組にも連携しており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題無いと判断致しました。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続いて第4項については入木委員に現地調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(入木委員) はい。3番入木が報告致します。議案第31号第4項の現地調査を11月26日10時から、譲渡人に電話をして譲受人宅に訪問して双方の確認を行いました。申請地は議案書の9ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇の横を上がっていったところの農地の1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、軽トラック1台等色々所有されていました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされていました。農地の現状は、草は生えていたんですがちゃんと刈り取られて綺麗にされていて何ら問題無いと思いました。本人は地域の話し合い活動やら色々協力するなど特に問題無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思っております。何かご意見ございませんか。

(郡山委員) 議長。(はい郡山委員) 5番郡山です。第2項の〇〇〇〇さんは連絡確認が取れないままこのまま進むんでしょうか。

(事務局) 議長、事務局長。(事務局) 連絡が取れていない状態なんですけれども、前回の案件がありました通り保留という形で、承認頂いた後確認が取れた段階で保留が解除とさせて頂きたいと思っております。以上でございます。

(議長) よろしいでしょうか。

(西村委員) すみません。(西村委員) 郡山委員が仰った件ですが、今年のお盆に本人が帰ってきたときに話が決まったという事でした。携帯の番号を聞いても分からないという事だったのでいつ決めたのかと聞くと、今年のお盆に帰ってきたときにこういう話が出て決めたという事でした。

(議長) いずれにしろ事務局の方から確認だけは取らせて頂きますのでそのうえで申請をする

と。  
(西村委員) 自宅に電話がありますけど弟さんと電話で話しても、分からないとの事で聞き取りは出来ませんでした。以上です。

(議長) ほ場整備が完了したところの売買となると多分負担金もあると思うんです。だからそういったところの話し合いが済んでいるかどうかという確認だけでも取らないと中々難しいのではないかと。事務局の方で確認だけは取らせて頂いて、そのうえで申請を上げるという形を取りたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第31号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第4項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第31号第1項から第4項については申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第32号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に説明をお願い致します。

(事務局) 議長、事務局長。(事務局) 議案書の11ページをお開き頂きたいと思っております。今回の農地法第3条による賃貸借権及び使用貸借権設定申請件数は1件でございます。第1項でございますが、借受人 〇〇〇〇氏 貸渡人 〇〇〇〇氏による使用貸借で、畑1筆、3,037㎡です。使用貸借期間は令和5年2月3日から令和10年2月2日までの5年間の新規設定でございます。調査委員は坂元委員でございます。この申請につきましては現在基盤法によります使用貸借が組まれておりまして、令和5年の2月2日までが契約期間となっております。その後の耕作者変更という事で申請が上がってきておりますのでご審議方お願い致します。受付審査の結果、借受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それでは坂元委員に現地調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(坂元委員) はい。(坂元委員) 13番坂元が報告致します。11ページの議案第32号第1項について報告致します。11月26日土曜日に譲渡人宅に電話を致しまして確認を致しました。26日、27日と譲受人に電話をいれたのですが中々連絡が取れず、最終的に譲受人の方から電話を頂きまして、そのまま電話で確認という事になりました。27日に譲受人の話を聞いたところ、前回の契約の方が途中から作っていらっしやらなかったみたいで、何年か前から譲受人の方が作っているという事でした。だから農地の方はちゃんと農地として使っているという事でした。申請地は議案書の12ページの航空写真を見ていただきたいと思います。譲受人は農業用機械としてトラクターを2台所有しております。世帯員は2名で年間300日程度の農作業に従事されています。地域の農業者とも連携を取っておりまして、3条許可に問題は無いものと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。これより審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第32号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第32号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に議案第33号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の14ページをお開き頂きたいと思えます。今回の農地法第4条に関連する申請件数は1件でございます。第1項でございます。〇〇〇〇氏の申請案件で畑1筆、236㎡、露天駐車場、車の回転広場を目的とした転用申請でございます。都市計画区域外、農用地区域内、第1種農地でございます。この農地は、農業振興地域における農用地区域外申請が行われている案件でございます。3面青地でございますが周りの農地との利用方法が異なること、農地の集積に支障を及ぼす恐れがないこと等関係団体及び関係部署等協議を行い、現在農業振興地域の整備に関する法律に基づく11条公告中でございます。農振法の第11条公告につきましては、全体見直しそれから個別見直し案の2つありまして、調整が終わりましたら30日間の縦覧期間が必要となっております。その後意見等がなければ、県と協議を行って最終的に決定しましたという12条公告で農振地から除外されるという事になっております。ただ当該申請地につきましては、ちょうど空き家バンクを活用して住宅及び農地を購入されて露天駐車場として利用されております。農地の活用法等を相談された際に無断転用であることが判明したことから今回申請に及んだも

のでございます。申請にあたりまして事実申立書が添付されております。先程説明致しました空き家バンク付き農地でございますけれども、平成28年の10月に農業委員会の方で決定頂きまして、現在第3条による下限面積5反歩要件がございますけれども、農業地区域、青地のところについては5反歩要件をそのまま適用すると。白地の農地につきましては10aを下限面積とすると。農業委員会が指定した今回の空き家に附属した農地につきまして下限面積1aとしておりますのでお知らせ致したいと思います。以上の案件につきましては、農地法第4条第6項各号の不許可要件に該当しないと思われることから許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件については、第4調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を加藤委員長にお願い致します。

(加藤委員長) はい。(加藤委員長) 5番加藤が報告致します。本件につきましては11月21日午後1時半より事務局の平川事務局長、石山さん、第4調査委員会のメンバー4名、計6名で調査しております。転用目的につきましてはそこにありますように、家庭菜園だったのを駐車場にしたいという案件です。申請地につきましては15ページ赤く囲った部分、写真は17ページ、配置図は16ページに載っています。実際家庭菜園として利用するつもりだったみたいなのですが、その写真にありますように一部砂利を入れて駐車場にしてあります。ここを駐車場と転回場所にしたいという申請でございます。現地を見たところ、青地という事になっておりましたけど小さな畑でポツンとしているようなところで周りに影響が無いという様な事から許可相当にあたるというふうに判断致します。以上です。

(議長) ありがとうございます。他の随行された委員のご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。それでは以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(大迫委員) いいですか。(大迫委員) 12番大迫です。この案件は昨年か一昨年に取得されたと思うんですけど、農地付きの移住者向けの場所だったんじゃないかなという印象で調査した覚えがあるのですが、1年位経ったら農地を取っ払うというのはどうなのかと思うんですけど。

(議長) 大迫委員の言われる通り、農地で取得してそれをまたすぐ宅地にしてというのを防ぐ為というか内規の中で最低5年経たないと内容によっては許可を出すべきではないのではないかと。前も一回あったのですがその時は元々その方が小林に作るか高原に作るかというところで、高原に家を造って頂いた方がいいというところもあって許可をしたことがあります。それが1年経った後だったかと。そういう前例はあります。今回の件についても、前回こちらで移住という事で取得されたんだけどそこが農振にかかっていると。農振を外すのは時間的なものもありますので、そういったところもあってその時畑までまとめてかえて、という事が出来なかったという経緯があるようです。今回加藤委員の説明によると小菜園でしたけれども、特に家を建てるとかでは無い事もあって議案審議をしたときにこれは仕方ないんじゃないかという事で今回提案をした経緯があります。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) ご指摘の通り審議を頂いて空き家バンク付き農地という事で許可を頂いたところでございます。実際小菜園として使われていたみたいなのですが、仕事の関係で中々耕作できないという事もございまして、一部写真にある通り車の置場になっております。一戸の空き家バンクに附属した農地につきましては移住定住を目標と致しておりますので移住者が増加したという事である程度は気をつけながらも推進をしていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

(議長) よろしいですか。

(大迫委員) 難しいのは分かるんですが、この方確か最初狭野の方を選んで農地の事で揉めてここを見付けたという事と、家庭菜園するんだという事を聞いた覚えがあったものだから質問しただけです。

(議長) 黙って駐車場にしていたという事もあるので、このまま農地のまま置いておくというのは不都合ではないかという事もあつての申請です。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それでは採決を致します。議案第33号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第33号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第34号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題とし事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案第34号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」についてご説明致します。議案書の19ページをお開き頂きたいと思います。第1項でございますけれども、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、1, 586㎡、太陽光発電施設の設置を目的とした転用申請でございます。売買価格は200万円でございます。都市計画区域外、農用地区域内、第1種農地でございます。譲受人は再生可能エネルギーに関連した事業等を行っている会社であります。今回太陽光パネルを270枚設置し、周りには保全用のフェンスを設置する計画となっております。雨水につきましては自然浸透及び西側の水路へ排出致します。排水に関しましては、山林の所有者及び南俣土地改良区になっておりますので、説明を致しまして理解をいただいているようでございます。盛土等による造成は行わないため、近隣の農地等への土砂等の流出はないものと考えております。尚、この農地につきましても農用地区域内の青地でありますことから、農振除外が必要であり関係団体等の協議が終わり農振法による11条公告中がございます。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件については、第4調査委員会に調査をお願いしておりますので加藤委員長から説明

をお願い致します。

(加藤委員長) はい。5番加藤が報告致します。調査年月日は先程4条と同じく11月21日に行っております。メンバーにつきましては4条の調査メンバーと同じで、4条の流れで調査をしております。申請地につきましては議案書の20ページの航空写真をご覧ください。畑になってますけど実際3枚ありまして一番上の三角の所が今回の申請案件になっております。施設の配置図につきましては21ページ、横から撮った写真が22ページとなっております。先程事務局長から説明がありました通り農振地になっておりまして、これについては除外申請しています。太陽光発電につきましては排水が心配だったのですが、現地を調査したところ20ページの写真の左の下の方が沢になっております。そこまでがのり面になってますけども、今年の台風14号の大雨の時にかなり被害があると思って見たのですが全くなくて、雨水の浸透性については非常にいいと思います。脆いボラ土だと思うんですが、排水については問題無いと。周りにつきましても農地として、近隣住民に迷惑をかけるというような事は無いかと判断しますので今回の申請は問題無いというふうに思います。以上です。

(議長) 以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第34号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので議案第34号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の24ページをお開き頂きたいと思います。今回の申請件数は3件でございます。ご説明致します。まず第1項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、6,036㎡、対価総額130万円でございます。佐藤委員、酒匂委員のあっせんを受けております。第2項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,304㎡、対価総額19万5千円でございます。岡元委員、酒匂委員のあっせんを受けております。第3項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、合計3,799㎡、対価総額100万円でございます。蒲生代理、大迫委員のあっせんを受けております。以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) これより審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) 暫時休憩致します。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。



(入木委員) はい。(入木委員) 3番入木です。3項の〇〇〇〇さんは肥育なんですけど、露地野菜を作るようになっているんですけど、始めるんでしょうか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 露地野菜と書いてありますが、この農地につきましては現在別の農家さんがほうれん草を作っております。〇〇〇〇さんは家の近くという事で農地を拡大したいという事だったんですが、その農家さんから野菜を作りたいという申し出があったようで、買われるけど貸し付けて野菜を作ってもらおうという事でございます。周りが山手の方になりまして有害鳥獣の防護柵を設置しておりますので、露地野菜で収益を上げるほうが利用価値があるのかなと考えているそうでございます。以上でございます。

(議長) よろしいですか。

(議長) 金額についての補足説明を蒲生会長代理から。

(会長代理) 2番蒲生です。(蒲生会長代理) お手元にあります通り、〇〇〇〇さんのところは肥育牛が360頭いるという事で、今情勢的にトウモロコシ等も高くなっているという状況でございます。この中でそれぞれ自分の土地等も求めたいという事ですけど、近くの方に本人の土地もありましてその土地と隣接しているという事もあります。譲り手の〇〇〇〇さんにつきましてもこの当該地のボラ等の撤去、除去等の工事費も相当いっており、有害鳥獣の防護柵もあるという事でありますので単価的には非常にそれ相応のがありますけど、〇〇〇〇さん自身がそれで買いたいという事でございましたので報告させていただきます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれで審議を終わります。これより採決を致します。議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」の第1項から第3項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第35号の第1項から第3項は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の30ページをお開き頂きたいと思います。今回の申請件数は、8件でございます。すべて農地中間管理事業によるもので、借受人は、公益社団法人 宮崎県農業振興公社 でございます。ご説明致します。まず第1項でございます。貸渡人 〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、10,438㎡の賃貸借で賃借料は年総額8万3千504円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間の新規設定でございます。第2項でございます。貸渡人 〇〇〇〇氏の申請案件で、畑2筆、合計4,605㎡の賃貸借で賃借料は年総額2万3千25円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間

の新規設定でございます。31ページになりますが第3項でございます。貸渡人 ○○○氏の申請案件で、田1筆、2,930㎡の賃貸借で賃借料は年総額3万円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間の新規設定でございます。第4項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑3筆、合計6,597㎡の賃貸借で賃借料は年総額6万5千970円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間の新規設定でございます。32ページになります。第5項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、合計4,841㎡の賃貸借で賃借料は年総額5万8千円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間の新規設定でございます。第6項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑10筆、合計20,778㎡の賃貸借で賃借料は年総額20万7千700円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間の新規設定でございます。35ページになります。第7項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑5筆、合計8,821㎡の賃貸借で賃借料は年総額8万8千210円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間の新規設定でございます。37ページになります。第8項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、3,512㎡の賃貸借で賃借料は年総額3万5千120円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間の新規設定でございます。以上、説明致しました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それでは、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第8項の審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」について、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第36号は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(会長代理) それでは以上で本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これもちまして、11月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(岸元係長) ご起立をお願いします。「一同、礼。」お座りください。お疲れ様でした。